

中央会 ふくい

No.180

Collaborate Fukui 2021.3

特集

新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた総会手続きFAQ
ものづくり補助金活用事例

敦賀市管工事協同組合組合会館



◎ 組合紹介

敦賀市管工事協同組合

◎ 組合 TOPICS

福井県瓦工業協同組合



福井県中小企業団体中央会

<https://www.chuokai-fukui.or.jp/>

中小企業大学校 金沢キャンパス 北陸の中小企業の人材育成を応援します

研修体系図（2020年度）

研修分野	対象者	経営者 ● 代表者 ● 役員	経営幹部 ● 部長 ● 部門長	管理者 ● 課長	新任管理者 ● 新任課長 ● 候補者
階層別					新任管理者研修
組織マネジメント					コミュニケーション活性化講座 リーダーシップ強化講座
企業経営・経営戦略		経営戦略策定講座 経営者トップセミナー			
人事・組織		人材育成の考え方・進め方			
財務管理					決算書の読み方講座
営業・マーケティング					新規顧客開拓の進め方
生産管理					生産現場の問題発見講座

日程、内容、お申し込みは

中小機構 金沢キャンパス

検索

※研修コースを追加する可能性があります

国が作った
制度なので安心・安全

小規模企業共済

私たちも加入できる経営者のための退職金制度!!

★詳しくはホームページをご覧ください。

小規模共済

検索



飲食店のオーナー



ヘアサロンの経営者



花屋のオーナー



クリニックの開業医



町工場の経営者

Be a Great Small
中小機構

独立行政法人 中小企業基盤整備機構 北陸本部

TEL:076-223-5573 (金沢キャンパス) TEL:050-5541-7171 (小規模企業共済)

contents

Collaborate Fukui No.180

- 1 新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた総会手続きFAQ
- 8 令和3年度 中央会支援メニューのご案内
- 9 行政手続の押印手続の見直しに伴う、改正中小企業等協同組合法及び中小企業団体の組織に関する法律施行規則の公布・施行について
- 10 令和3年度 中小企業組合等課題対応支援事業のご案内
- 11 人材確保支援事業
オンライン就職面接会・合同企業説明会を開催
- 12 組合紹介 ◆敦賀市管工事協同組合
- 13 組合TOPICS ◆福井県瓦工業協同組合
- 14 ものづくり補助金 活用事例紹介(株式会社アルマック)



新型コロナウイルス感染症対策 を踏まえた総会手続きFAQ

今般の新型コロナウイルス感染症対策につきましては、例年以上に理事会、通常総(代)会の運営等についてさまざまなお問い合わせをいただいております。そのなかでも特に多かった総(代)会等に関する手続きについてのご質問を取りまとめ、「新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた総会手続きFAQ」として作成いたしました(本掲載は、FAQより一部抜粋)。

すでに感染防止に努めながら、総(代)会手続きを進めている組合も多いと存じますが、今後の運営に向けて、今一度ご確認ください幸いです。

*本文中、中小企業等協同組合法については「中協法」、中小企業団体の組織に関する法律については「中団法」と略称を用いています。

*本FAQは中小企業庁経営支援課に確認のもと、作成したものです。

全国中小企業団体中央会

問1

総(代)会提出議案等を決議するための理事会開催について

理事会の開催をできる限り集まることを控えたい場合はどのように対応したらよいか。

答 できる限り集まることを控えたい(=会議体として開催しないようにしたい)場合、定款の定めるところにより、いわゆる「みなし理事会」を実施することができます。

(定款規定例) 監査権限限定組合のケース

理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

この方法を採用する場合は以下の流れで進めることが必要となります。

- ① 理事の1人(通常の場合は理事長)からすべての理事に向けて理事会の決議の目的である事項について提案を行う(提案書を発信)
- ↓
- ② 提案理事以外のすべての理事から理事会の決議の目的である事項についての同意を書面で受け付ける(同意書の返信)
- ↓
- ③ 全員の同意が得られた時点で理事会決議があったとみなされる
- ↓
- ④ 理事会議事録を作成する(中協法施行規則66条4項記載事項)

<留意事項>

○1人でも提案事項に対する異議の意思表示があった場合には、有効な理事会決議があったとはみなされず、理事会を開催する必要がありますのでご注意ください(必ず理事全員がすべての提案事項に対して同意する必要があります)。

○上記の定款規定例のように「電磁的記録により同意の意思表示」との定めがある組合は、電子メール等での記録が残る媒体での同意の意思表示も可能です。

○多くの組合の監事は監査範囲が会計監査に限定されていますが(上記定款規定は監査権限限定組合の場合)、業務監査権限が付与されている監事がいる組合では、監事に決議の目的である事項の提案と同意を求める必要があります(監事から異議がでた場合はみなし理事会は認められないためです)。

《参考》 いわゆる「みなし理事会」とは

いわゆる「みなし理事会」とは、中協法36条の6第4項に規定された「理事会の決議の省略」を指し、事前に定款に定めることにより、理事会を実際に会議することなく実施する方法です。理事会の議案について理事全員が書面等で同意したとき、理事会の決議があったとみなすことができます。「持ち回り決議」とも呼ばれます。

以下、「みなし理事会」に関する「新しい中小企業組合制度への対応のための100問100答(平成20年9月)全国中小企業団体中央会」からの抜粋です。

(問97) 理事全員が同意した場合には理事会決議を省略できることとなりましたが、これと理事会への書面出席とはどう違いますか。

(答97) 下表は、「理事会への書面出席」と「理事会決議の省略」を対比したものです。

	理事会への書面出席 (書面決議)	理事会決議の省略 (みなし理事会・持ち回り決議)
効力発生要件	定款記載が前提 (相対的必要記載事項)	定款記載が前提 (相対的必要記載事項)
招集手続	必要	理事全員の同意(議案に対する全理事の賛成)により、不要
議事録の作成	必要	必要

これらとは別に、本来、理事会に報告すべき事項について、「理事全員に通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない」旨の規定が設けられています。この規定を適用するに当たっては、特段の定款規定を前提とするものではありませんが、報告の内容等を記載した議事録を事後的に作成しなければなりません。

(問98) 理事会への書面出席者は議事録に署名又は記名押印の義務がありますが、いわゆる「みなし理事会」の場合、書面等により同意の意思表示をした理事は議事録に署名又は記名押印の必要がありますか。

(答98) 理事全員が同意し、議案について可決決議があったとみなされる「みなし理事会」の場合の理事会議事録の記載事項については、施行規則に規定されており、

- ①「理事会の決議があったものとみなされた事項の内容」
 - ②「①の事項の提案をした理事の氏名」
 - ③「理事会の決議があったものと見なされた日」
 - ④「議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名」
- を記載することとなっています。

しかし、理事会に出席した役員が存在しないということから、通常の理事会議事録に記載が求められている「理事会に出席した役員等又は組合員の氏名または名称」の項目は施行規則に規定されていません。したがって、「みなし理事会」における理事の議事録への署名又は記名押印は不要となります。(※)

※代表理事の選定を行った場合の議事録への記名押印については、登記手続きで特別な取扱いがなされておりますのでご注意ください。

(提案事項に対して同意書に認印を押した場合又は電磁的記録による同意の場合は以下ご参照ください)

旧代表理事の去就状況	記名押印方法
代表理事が重任(新旧同一人物)の場合	代表理事のみ押印(法人届出印)
旧代表理事が新理事に留まる場合	新理事全員の押印 ・旧代表理事の新理事：法人届出印 ・新代表理事、他の新理事：認印
旧代表理事が新理事に留まらずに退任する場合	新理事全員の押印(実印)＋印鑑証明書の添付

《参考》 理事会をテレビ会議で開催することは可能か。

理事会をテレビ会議方式のみで開催することについては、電磁的方法による手続きが導入された書面一括法による改正中協法では盛り込まれていませんでしたが、中小企業庁経営支援部長通達(平成13年3月28日付け平成13・03・23中企第14号)により可能となっています。

同通達では、定款への記載等は求められませんでしたので、理事会規程などで何らかのルールづけを行った方がよいと考えますが、規程制定は理事会議決事項であるため、同通達を求める要件を満たす方式によって開催され、その場で理事会メンバーが合意すれば、事前の定めなく実施することは可能と考えます。

(テレビ等を利用した会議方式による理事会の開催要件)

- 理事間の協議と意見の交換が自由にでき、相手方の反応がよく分かるようになっているという条件が満たされていること。
- 理事会の席上、出席者の音声と画像が即時に他の出席者に伝わり、適時的確な意見表明が互いにできる仕組みとなっていることが理事間で確認されること。
- 理事会の途中でテレビ会議システム等に故障が生じた場合には、的確な意見表明が互いにできる仕組みとはならず、このシステムによる出席者全員による理事会ではなくなるため、1つの場所に会合していた者により、理事会の成立要件が満たされたとしても、その出席者による理事会の議決として無効となる。

問2

総(代)会の開催について

感染拡大防止による外出自粛要請を受けたが、通常総(代)会の開催についてどのように対応したらよいか。

答 中小企業組合の通常総(代)会の中協法46条(総会の招集)により規定され、法律上必置の意思決定機関であり、不要不急の行為には該当しないため、感染拡大防止への対策をとりながら開催する必要があります。総(代)会の開催を中止することはできません。

(総会の招集)

第46条 通常総会は、定款の定めるところにより、毎事業年度1回招集しなければならない。

なお、定款で、書面、電磁的方法又は代理人をもって議決権を行使できる旨を規定している組合においては、これらを活用して開催することにより、当日会場に参集する本人出席者数を少なくすることが可能になります。

このように、本人出席者を最小限とした形での会議体としての総(代)会を開催したいと考えた場合には、招集通知で議案を示すとともに、決算関係書類及び事業報告書等を提供(法律で提供が義務づけられています)し、さらに、書面での議決権行使や代理人による議決権行使のため、書面議決書や委任状を同封して、返送してもらう必要があります。

<留意事項>

○総(代)会開催場所への本人出席が必要と思われる方は以下のとおりです。

- ・議長(総(代)会内で、出席した組合員(総代)から選出してください)
- ・組合役員(総(代)会での議案質問に対する説明義務があります。議事録作成を担当する理事も必要です。)
- ・委任を受ける対象者(受任可能数や対象者の範囲は定款を確認してください。受任者がいない委任状は無効となります。議長への委任不可。)
- ・役員選出を伴う場合は選挙行為を管理する者(投票の立会人や指名推選を想定する場合の選考委員2名以上)

○議事では定足数を満たすことが必要です。総(代)会は、適法な招集手続きを経たうえで、出席した組合員(総代)(議長を除く)が議案ごとに定足数を満たさなければなりません。これは、総(代)会の議決が有効になされるための前提条件となります。

(総会の議事)

第52条 総会の議事は、この法律又は定款若しくは規約に特別の定めがある場合を除いて、出席者の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 議長は、総会において選任する。

3 議長は、組合員として総会の議決に加わる権利を有しない。

4 総会においては、第49条第1項の規定によりあらかじめ通知した事項についてのみ議決することができる。ただし、定款に別段の定めがある場合及び同条第3項に規定する場合は、この限りでない。

また、総(代)会の定足数は、特別議決(定款変更等)を要する事項については総組合員(総代)の半数以上の出席が必要であると法律に規定されています。しかし、その他の議決事項(事業報告書及び決算書の承認、事業計画・収支予算案や賦課金徴収に関する議案等)については法律に特別の定めはありませんが、定款に定めている組合が多く、定款記載の定足数に達しているかを確認する必要があります。

○議長は、総(代)会の議決に加わることはできませんが、普通議決事項(事業報告書及び決算書の承認、事業計画・収支予算案や賦課金徴収に関する議案等)について可否同数の場合は「議長の決するところによる」とされており、議決権の行使ができない代わりに、特別に議長に可否の決定権が与えられています。

なお、他の組合員の代理人となって議決権を行使することもできないため、総会において委任状の相手が議長に選任された場合、その議決権は無効になります。

○代表理事への委任状については、代表理事に委任したい組合員が定款記載の委任可能人数を超えた場合や代表理事が議長に選任された場合の議決権は無効になります。

《参考》 現実の会議体としての開催の必要性

中協法上、総(代)会は、「当然に日時及び場所を示すべき」(全国中央会「中小企業等協同組合法逐条解説(第二次改訂版)」P.252参照)とされています。

また、会社法には第319条(株主総会の決議の省略)の規定があり、書面のみでの株主総会決議が認められています(いわゆる「みなし決議」)が、中協法及び中団法では、人的結合体であるという観点から当該規定が導入されなかったため、会議の目的である事項を示したうえで招集し、実際に開催することが必要となります。そのため、総(代)会について、現実の会議体を置かず、書面のみでの実施や当該場所に存しない出席方法のみでの実施をすることはできません。

《参考》 総(代)会をテレビ会議等で開催することは可能か。

前述のとおり、書面一括法による中協法改正では、理事会と同様、総(代)会についてもテレビ会議方式のみで開催することは盛り込まれませんでした。他方、理事会をテレビ会議方式のみで実施することは中小企業庁の通達によって可能となっていますが、総(代)会を現実の会議体を置かずにテレビ会議方式のみで実施することはできないと解されていますので、総(代)会への一部の出席方法としてテレビ会議方式を活用することが適切と思われます。

その場合の総(代)会の開催場所は議長が存する場所が相当し、テレビ会議方式での出席者は「当該場所に存しない出席方法」に該当することになりますので、それぞれについて議事録に記載してください。

問3

役員選出をともなう総(代)会の開催について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、通常総(代)会を少人数の本人出席により開催する場合の役員選出はどのように対応したらよいか。

答 役員選出をともなう通常総(代)会を少人数の本人出席により開催する場合、役員選挙においては、定足数に相当する定めはないため、本人出席者及び委任状出席者だけの選挙権の行使によって成立させることも可能です。

一方、組合員は中協法11条2項により、書面による選挙権の行使(以下「書面投票」)をすることができることとされ、書面投票者も総会の出席者に含まれます(同条4項)。したがって、書面投票の方法は、中協法35条8項で求められる無記名性が担保されているよう投票方法を工夫すれば実施は可能となります。

例えば、次のような方法であれば、書面投票済みの者の管理と無記名投票の担保の両立が可能であり、書面投票の方法により役員の選出が可能となるものと考えます(選任制(中協法35条13項)を採用する組合を除く)。

(事例～書面により議決権とともに選挙権を行使する方法～)

○内封筒と外封筒の2種類の封筒を利用し、外封筒には組合員の氏名等を記入する欄を設け、内封筒は

無記名を徹底させることを前提に、「議決権行使書」と役員選出のための「投票用紙」を別々にした段階で誰が書面投票済みであるのかが分かるようにします(議決権行使書は、議決権行使状況の集計作業のため別々にまとめる必要があります)。

○無記名の内封筒に投票用紙を入れて封をし、これを更に投票者の名前が記載された外封筒に入れて管理します(外封筒のみ開封し、内封筒を混ぜ合わせるにより投票者が特定できなくなります)。このことにより、無記名投票を担保することが可能となると考えます。

<留意事項>

○選任制を採用する組合では、総会出席者のうち3分の2の同意により他の投票方法(起立や挙手など)が認められない場合、無記名投票を行うこととなりますので、書面による議決権を行使する場合には、二重封筒など上記のような工夫が必要と考えます。

問4

総(代)会開催時期の延期手続きについて

事前手続きが進んでいないため、総(代)会の開催時期を延期したいが、どのような手続きをとる必要があるか。

答 法律上は年1回の通常総会が求められていますが、開催時期については、多くの組合等が「通常総(代)会は毎事業年度終了後〇月以内に、理事会の議決を経て、理事長が招集する。」と規定しており、招集時期は、納税時期を考慮して2ヵ月又は3ヵ月以内と定めている場合が多いです。

事前手続きができない場合や、多数の組合員(会員)がいる組合等では、開催することにより感染リスクが高くなると考えられる場合であって、書面等での議決権の行使を定款で定めていない場合など、定款に定める期間内に通常総(代)会を開催することができない状況が生じ、やむを得ず延期を検討する場合には、認可行政庁と相談して延期について了承を得てください。

総(代)会の開催を延期する場合の手続きについての中協法上の定めは特にありませんが、総会の招集は理事会で決定することが定められているため(中協法49条2項)、少なからず理事間で共有するとともに、組合員には、定款記載の招集期限以内に開催できず延期すること及びその理由(可能であればおおむねの開催時期も記載)を組合事務所に掲示する、広報誌などに掲載する、文書にて通知するなど可能な方法により、知らせることが望まれます。

そして、通常総(代)会を開催することが可能な時点で直ちに実施してください。延期をした総(代)会の実施にあたっては、総会の開催を決定する理事会を開催し、定款の手続きに従って、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を記載し、決算関係書類、事業報告書及び監査報告書とともに招集通知を発してください。

組合等の規模、組合員の分布状況(地区)、定款規定などにより対応が異なりますので、ご不明な点は、最寄りの中小企業団体中央会にご相談ください。

<留意事項>

○理事は、開催が可能となった後に速やかに通常総(代)会を開催しない場合には、中協法35条の3(組合と役員との関係)において準用する民法644条の規定に抵触することのないよう留意してください。

理事が善良なる管理者の注意をもって職務を執行する義務を果たしていない場合は問題となります。

○総代の任期が切れた場合又は組合員数が201人を割った場合、総代会を開催できない状況にあること

から、議案審議は総会において行うことになります。

- 延期をした総(代)会の議事録には、延期した理由、認可行政庁の延期了承の旨や延期にかかる組合員への周知方法(組合事務所掲示、広報誌掲載、文書通知等)などについて記載してください。
- 行政庁に対する決算関係書類の提出(中協法105条の2)については、やむを得ない理由により、通常総会の終了日から2週間以内に提出することができない場合には、中協法施行規則187条3項の規定により、あらかじめ様式第32による申請書に理由書を添えて申請し「行政庁の承認」を受けて提出期限を延期することが認められています。
- 役員の変更の届出(中協法35条の2)については、施行規則61条で延期措置はなく、役決め理事会を開催してから2週間以内に届出がない場合、罰則規定(中協法115条1項11号)があることから留意が必要です。

問5

役付理事選定のための理事会開催について

少人数の本人出席者で総(代)会を行った当日に役付理事の選定したい場合、どのように対応すればよいか。

答 総(代)会が終了した当日に、代表理事(理事長)をはじめとした、いわゆる役付理事の選定のための理事会を開催する場合には、新任の理事全員に招集手続き省略の同意を得るとともに、理事会の定足数(理事の過半数)を満たすことが必要です。

定足数を欠く場合(理事の過半数の本人出席がない場合)や招集手続き省略の同意が得られなかった場合には、後日、改めて役付理事選定のための理事会を開催する必要があります。その場合、設問1に示した「みなし理事会」により実施することも可能です。

<留意事項>

- 業務監査権限を監事に付与している組合が理事会の招集手続きの省略を行う場合、新任の監事全員の同意も必要になります。
- 総(代)会において役員選出を行った後、総(代)会を一時中断し、新たに選出された就任前の理事による理事会を開催して役付理事を選定することは、議決に参加できる資格がない者による不適切な理事会手続きとされるため、代表理事変更の登記申請が受理されないおそれがあります。ただし、総(代)会開催時、現任の理事と新たに選出された理事が全員同一の場合(一切の変動がない場合)は、現任の理事の地位によって就任後における役決めを「予選」する理事会を開催することは妨げられていません。

本特集は全国中小企業団体中央会が発行する「中小企業と組合(7月号)」に掲載された内容を抜粋したものです。新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた総会手続きについて、ご不明な点ございましたら福井県中央会(0776-23-3042)までお問い合わせ下さい。

令和3年度中央会支援メニューのご案内

福井県中央会では令和3年度において下記事業の実施を予定しております。

条件・内容が一部変更となる可能性がございますのであらかじめご了承ください。ご不明な点がございましたら中央会(TEL:0776-23-3042)までお気軽にお問い合わせください。

組合活力向上事業

対 象：組合による講習会・研究会、先進事例研究等の開催経費

条 件：年度内に1回以上の開催

事業総額：30,000円～300,000円(2/3補助)

※実施計画に応じて事業額が設定でき、活用いただきやすくなりました！

対象経費：講師謝金・旅費、会場借料、借損料、資料費等

募 集 数：5組合(申請計画を審査し採択決定)

- ★共同事業の再構築、施設のリニューアル計画、業界ルール策定など組合で集中的に課題対応に取り組みたい…
- ★組合員の多くが抱える課題解決に向け研修会・研究会を開きたい… など

オンラインによる講習会の
講師謝金なども対象となります！
まずは、各組合担当職員に
ご相談ください。

個別専門指導事業

対 象：専門家への相談経費

条 件：組合における具体的な課題を有すること
(税務・労務・法務・IT等)

事業総額：20,000円(組合自己負担なし)

対象経費：専門家謝金

募 集 数：6組合(具体的な課題かつ緊急性を要する組合を優先)

- ★36協定など働き方改革関連法について社労士に相談したい…
- ★スマホやタブレットなどのスマートデバイスを活用したいがどうしたらいいかわからない… など

小企業者組織化特別講習会事業

対 象：小企業者組合を対象に実施する研修会の開催経費

条 件：特定組合向けに実施は原則不可

※令和2年度より特定組合にて実施が必要な正当な理由がある場合に限り
実施可能

事業総額：60,000円

(2/3補助・組合自己負担20,000円)

対象経費：謝金、旅費、会場借料、資料費等

募 集 数：12組合

(新規・直近利用されていない組合を優先)

取引力強化推進事業

対 象：webサイト構築・改修・組合パンフレット・ロゴなど販路開拓ツールの作成、
団体協約の締結や取引改善に取り組む経費

条 件：小規模事業者組合、企業組合

事業総額：500,000円(2/3補助) ※100,000円(下限)

対象経費：謝金、旅費、消耗品費、会議費、印刷費、会場借上料、雑役務費、通信運搬費、委託費

募 集 数：3組合程度

- ★組合や組合員の活動を広報するwebサイトを製作して認知度up
- ★イベントチラシを作成して集客力up
- ★組合のブランド構築・ロゴの作成 など

青年部研究会事業

対 象：組合青年部による研修会・先進事例研究の開催経費	条 件：年度内に2回以上の開催
事業総額：235,500円(2/3補助・組合自己負担78,500円)	対象経費：謝金、旅費、会場借料、車両借上費、資料費等
募 集 数：4組合(新規・直近利用されていない組合を優先)	

行政手続の押印手続の見直しに伴う、 改正中小企業等協同組合法及び中小企業団体の 組織に関する法律施行規則の公布・施行について

今般、国等で進められている「行政手続の押印手続の見直し」に伴い、中小企業組合の根拠法である、中小企業等協同組合法及び中小企業団体の組織に関する法律施行規則が改正され、施行規則にある行政庁への各種認可申請書・届書への押印が廃止されました。

同改正をうけ、福井県における各種認可申請書・届出への押印手続きについても見直しされることとなり、主に以下の手続きに変更となります。(従前の手続きでも申請等は可能です。)

1. 押印が不要となる主な申請・届出・添付書類など

【各種様式への押印廃止】

- ・組合設立認可申請書、定款変更認可申請書、決算関係書類提出書、役員変更届出書など

【上記に関連して押印が不要となる箇所】

- ・認可申請書類一式への割印・捺印・原本証明への押印
- ・総会議事録(注1)・理事会議事録以外の各種添付書類への押印

★上記の手続き変更に伴い、袋とじも不要となります。

2. 法・定款の規定、各種手続に関連し、引き続き押印が必要な書類

【理事会議事録】

- ・中小企業等協同組合法第36条の7にて、「出席した理事及び監事は、これに署名し、又は記名押印しなければならない」と規定されていることから、引き続き押印が必要。

【組合員の連署による役員の改選請求】

- ・中小企業等協同組合法第42条第1項にて、「組合員は、総組合員の5分の1(これを下回る割合を定款で定めた場合であつては、その割合)以上の連署をもつて、役員の改選を請求することができるものとし、・・・」と規定されており、役員改選請求書が書面の場合、組合員が同一の書面に連続して署名又は記名押印することとしているため、引き続き押印が必要。

(注1)総会議事録について法上は署名又は記名押印の規定はありませんが、代表理事変更登記時には、押印が必要な場合もありますので、総会議事録についても、押印をおすすめします。

◎手続き見直しに伴い、県への書類提出時に本人確認が必要となります。本会会員組合においては、中央会を経由して提出の場合は、本人確認を省略することとなりましたので、申請・届出については中央会にまずご提出ください。

◎その他ご不明な点は、福井県中小企業団体中央会(TEL0776-23-3042)までお問い合わせください。

令和3年度中小企業組合等課題対応支援事業 (全国中央会補助事業)のご案内

新たな活路の開拓、単独では困難な問題の解決などさまざまな取組みを支援します。

1 中小企業組合等活路開拓事業

新しい取組み等を包括的に支援!!

組合等を中心に共同して調査研究、将来ビジョンの策定、試作品の開発など、様々な取組みに対して支援します。

活路開拓事業

専門家を招聘した委員会で検討を行い、市場調査、試作品の開発、ビジョンの策定、成果を発表するなどして課題を解決、成果を共有する取組みを補助します。

○補助金額 大規模・高度型※ 上限2,000万円(下限100万円)
 通常型 上限1,200万円(下限100万円)

展示会等出展・開催事業

国内外の展示会への出展や展示会の自主開催を補助します。(商品の販売を伴う出展・開催は不可)

○補助額 上限1,200万円(下限なし)

2 組合等情報ネットワークシステム等開発事業

IT活用による経営革新などを支援!!

組合等が行うアプリケーションシステムや情報ネットワークシステムの開発、開発のための計画立案やRFP(提案依頼書)策定を支援します。

○補助金額 大規模・高度型※ 上限2,000万円(下限100万円)
 通常型 上限1,200万円(下限100万円)

※大規模・高度型は補助金申請予定額が1,200万円を超え事業終了後3年以内に売上高が10%以上増加することが見込まれるもの、または、コストが10%以上削減されることが見込まれるものに限りです。

○補助率 補助対象経費の6/10の範囲内(全事業共通)

○スケジュール(予定) 第1次募集：3月1日(月)～3月31日(水)
 第2次募集：4月1日(木)～5月28日(金)
 第3次募集：7月16日(金)～8月13日(金)

詳細は、全国中央会HP(<https://www.chuokai.or.jp/josei/kadai/kadaitaiou-index.html>)をご覧ください。

人材確保支援事業 オンライン就職面接会、合同企業説明会を開催！



本会の人材確保支援グループがオンラインによる就職面接会、合同企業説明会を2日間連続で実施しました。12月24日(木)に実施した「ハローワークOn Line就職面接会」は、厚生労働省の「令和2年度 年度後半における集中的な就職面接会事業」、25日(金)に実施した「FUKUIジョブマッチOn Line合同企業説明会」は、経済産業省の「令和2年度近畿経済産業局における地域中小企業・小規模事業者の人材確保支援等事業」の一環として行いました。24日は124社、25日は41社が出展し、県内のオンラインイベントとしては大規模なものとなりました。また、県内で初となるWEB イベント専用プラットフォームシステムを活用し、アプリのダウンロード不要・操作が簡単な仕様としたため、企業担当者・参加者からはオンラインの就職イベントでも気軽に参加ができた、採用や内定に繋がったとの声をいただきました。

新型コロナウイルス感染症の影響で人材確保の機会が減少している中、就職活動中の学生や一般求職者との接点を持てる場となり、オンラインに抵抗のあった企業も本イベントを機に人材確保の手段としてオンラインでの会社説明や面接も選択の一つとして取り入れることを検討していました。



▲参加者から見たイベント画面

こちらもチェック
してみてください★



福井で働くを応援する就活サイト

ふくナビ

<https://www.fukunavi-fukui.jp/>

中央会では、就活イベントやマッチング会など中小企業のための人材確保支援等を行っております。人手不足に悩んでいる、就活イベントに出展したいなどお気軽に人材確保支援グループ(0776-23-3042)までご相談ください!

組合紹介

～設立50周年の歩み～

敦賀市管工事協同組合

今回は、『市民の為に信頼される組合～技術力を結集し 安心・安全・迅速なライフラインの確立～』をスローガンとして事業を行っている敦賀市管工事協同組合さんをご紹介します！

◆敦賀市管工事協同組合とは

本組合は、昭和46年に設立、36社の管工事を行う組合員が加盟し、主に共同購買、共同受注、共同保管、共同検査事業を行っています。平成29年には、県内の管工事組合で初の官公需適格組合証明(物品納入等)を取得しました。現在は、敦賀市と防災協定を締結し、市から夜間の洗管作業業務、24時間365日の漏水等修繕待機体制業務、検満メーターの取り換え作業などを依頼されています。さらに全国で初めて、各務原市(岐阜)管工事協同組合と組合同士の防災協定を締結しています。

◆組合員であることにメリットを感じる組合へ

理事長 中村紀明氏は、国や行政が官公需共同発注の考え方をもっと深く理解を示して欲しいと強調しています。組合で官公需の受注を行い、地域貢献をしたいという熱意があり、また仕事を組合員に振り分けることで、組合員が活性化し、入ってよかったと感じられる組合を創り上げたいという思いがあるからです。そう考える背景には、景気に抗えず持ちこたえられなかった組合員を自身の目で見えてきた経験があるためです。組合員が真に幸せであると感じる組織体制の構築に力を入れています。

◆地域に貢献する組合

本組合は、社会貢献や地域との関わりを大切にしています。『年4回実施している安全パトロール活動』、『市内の除雪作業』、『敦賀市社会福祉協議会、民生委員と共に市内の一人暮らし高齢者宅を訪問し、配管設備の点検・修理ボランティア』、『敦賀まつりへの参加』などが取り組まれています。毎年、敦賀まつりでは、組合独自で管材を用いて作成した龍神水御輿を担ぎながら、組合関係者の総勢120名ほどが敦賀の街を闊歩します。御輿からは大量の水が噴射され、組合の力強さを存分にアピールしています。

◆50周年記念事業

今年、敦賀市管工事協同組合は、組合設立50周年を迎え、組合のさらなる発展を見据え、記念事業として新しく組合会館を整備しています。3月中旬に竣工(※表紙)し、5月には来賓をお呼びし、50周年記念式典及び落成式が開催される予定です。他にも、記念事業として組合名を入れた看板及び40周年記念に続く50周年記念誌を作成しています。



福井県瓦工業協同組合

組合まつり出展！出展者ステージにも出演しました！

福井県瓦工業協同組合は、東京都中小企業団体中央会主催の「組合まつり in Tokyo」に出展しました。例年は展示会形式で開催されていますが、本年度はコロナ禍の影響もあり、実際の展示会場とウェブ上の展示会場（ヴァーチャル展示会）の同時開催（開催期間：1/26～2/25）となりました。

福井県からは、福井県瓦工業協同組合がヴァーチャル展示会のみで出展し、1/27にはオンライン会議ツールzoomを使って組合まつり会場の出展者ステージに出演し、出展商品「WOVEN CERAMIC ECHIZEN」のPRを行いました。県外へのPRは初めてでしたが、「瓦の用途に可能性を感じた」「斬新でカッコイイ商品！」と高評価を得ることができました。今回の出展者ステージの動画は、今後のPRにも活用される予定です。



▲ステージ出演時の画面。MC（お笑い芸人ダイノジ 大谷氏・前川由希子氏）と対談式で組合商品のPRを行いました。



▲中央会事務所に来場いただき出演されました。WEB会議に対応できる環境を整えていますので、ぜひご利用ください。

あなたの回答で、
日本の未来が見える。

令和3年
6月1日

✓ **アプサー!**
経済センサス

経済センサス 活動調査

日本経済の今がわかる「経済センサス-活動調査」が始まります。
全国すべての事業所・企業が対象です。

安全で便利なインターネット回答がおすすめです。ご回答よろしくお願いいたします。

※この調査は統計法に基づく基礎統計調査で、調査に回答する義務があります。
いたいた内容が統計作成の目的以外（税の算出など）には、絶対に使用しません。

調査票のお届け方法は
事業所の形態により異なります。

- 1 単独事業所（純粋株式会社及び資本金1億円以上を置く）、新設された事業所など → 調査員が訪問して調査票をお渡しします。
- 2 支所などがある企業、単独事業所（純粋株式会社及び資本金1億円以上を置く）など → 国が本社などにまとめて郵送します。

<https://www.e-census2021.go.jp/>

経済センサス2021 検索

総務省・経済産業省・都道府県・市区町村からのお知らせです。

ものづくり補助金 活用事例

(ふくいのものづくり企業たち 平成27年度採択 成果事例集より)

株式会社 アルマック

ロールスクリーンのオリジナル化及び機能をもった製品の製造、販売

「高品質で値ごろ感のある商品提供」を信条に、カーテンの製造・販売を一貫して行っているアルマック。開発に意欲的で、遮光や断熱など機能を持たせた生地やオリジナルデザインの開発も同社で手掛けています。平成27年度ものづくり補助金事業では、ロールスクリーン市場への新規参入に着手しました。「オリジナル・トータル・インテリア製造業」を目指し、これまでに培った「多品種・少量生産・短納期ライン構築」「世界初オリジナルプリントカーテンの開発」を総動員する挑戦を試みました。

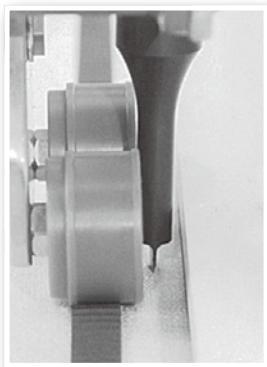


最大幅2,200mm、丈3,000mmのサイズに対応。ガラス版が超音波の振動を抑え、正確な裁断が可能。

今回アルマックは、ロールスクリーン市場への新規参入に着手するにあたり、表出した課題を解決するべく、本補助金を活用して「超音波定寸カット機」を導入しました。課題とは、ロールスクリーンの生地を裁断するにあたり、ハサミでのカットなど手作業で行われていたため、1枚の裁断に2人がかりで1時間を要し、またその精度にばらつきが生じるというものでした。導入した「超音波定寸カット機」は、カッターを1秒間に2万8千回振動させ、その摩擦熱で生地を溶かし接着しながら切断する事が可能です。裁断時間の短縮と均一加工が可能になったばかりか、毛布立ちやほつれが起きないため裁断後の処理が不要となり、作業効率が大幅に向上しました。インクジェットプリンターを用いた「オリジナルプリント」のカーテン、ロールスクリーン、シェードカーテンを製造できる業界唯一の地位を確立しました。



デジタル表記で生地を誤差なくミリ単位で計測が可能。ミスによる生地のロス、破棄費用も圧縮。



▲超音波カッター

生地表面を一度通るだけで溶着・溶断する。生地が厚い場合は、カッターの移動速度を落とす。



▲ロールスクリーン

手持ちの写真をプリントしたロールスクリーンのオーダー事業もスタート。



真珠店に設置した幅4.5m、丈2.4mの広告窓用ロールスクリーンを制作した。同社は、黒糸を織り込むことが必須の遮光生地では実現が難しいと言われた「白色生地」を独自開発。オーダー通りの色合いと、正確なカットで美しい仕上がりを実現。

注目すべき成果

真似のできない商品開発で業界をリード。

「超音波定寸カット機」によって、自社開発の網目のあるレース生地を使った風が通り抜けるロールスクリーンの製造に成功しました。他社に真似のできない強みを得て、これまで以上に業界をリードする存在になりました。

今後の展望

技術とアイデアでオリジナル・トータル・インテリアを提案。

溶着・溶断した生地のロスは、直角裁断が必須のテーブルランナーやクッションカバーなど既存商品に活用でき、経費削減につながりました。社内では、新しいインテリア商品開発のアイデアも続々生まれています。

今後の展望

個人のDIYから、企業広告まで、「ご希望」をお届け。

様々な素材の直角裁断が可能になったことで、多品種・少量に対応できます。今後はフルオーダー・ロールスクリーンの販売を強化していき、個人宅に加え、効果の高い店舗用の広告ロールスクリーンで、顧客層の拡大が見込まれます。

いつ起こるかわからない地震に備えて

『地震危険補償特約』



組合員である中小企業者や個人事業主の皆さんを
地震等の自然災害から守り、事業継続を可能とする特約です!

地震危険補償特約で万が一に備えましょう!

火災



地震により火災が
発生し家が焼失した

地震



地震により
家が倒壊した

津波



津波により
家が流された

 福井県火災共済協同組合

〒910-0854 福井市御幸1丁目1番1号(FM会館2階) TEL(0776)22-6000 FAX(0776)22-7471

人材の確保と企業の保全のために

——中央会——

特定退職金 共済制度

●特 色

1 事業主が負担する掛金は加入従業員1人あたり月額
30,000円まで損金計上可能(所得税法施行令第64条・
法人税法施行令第135条)

2020年2月現在の税制に基づいた記載です。今後税制
改正が行われた場合には記載の内容と相違する場合があ
ります。

2 掛金納入月数60月以上の従業員が死亡以外の事由によ
り退職した場合、年金による受取が可能

※詳しくは、福井県中小企業団体中央会の退職金共済規程
および特定退職金共済制度パンフレットを必ずご覧くだ
さい。

資料の請求とお問い合わせ

福井県中小企業団体中央会

福井市大手3丁目12番20号 ☎(0776)23-3042

引受保険会社 大樹生命保険株式会社

KB-2019-1112

印 章・ゴム印・名 刺・ハガキ

江川堂印房(株)

福井市NHK前 TEL(0776)22-4279・27-3656・FAX26-1150



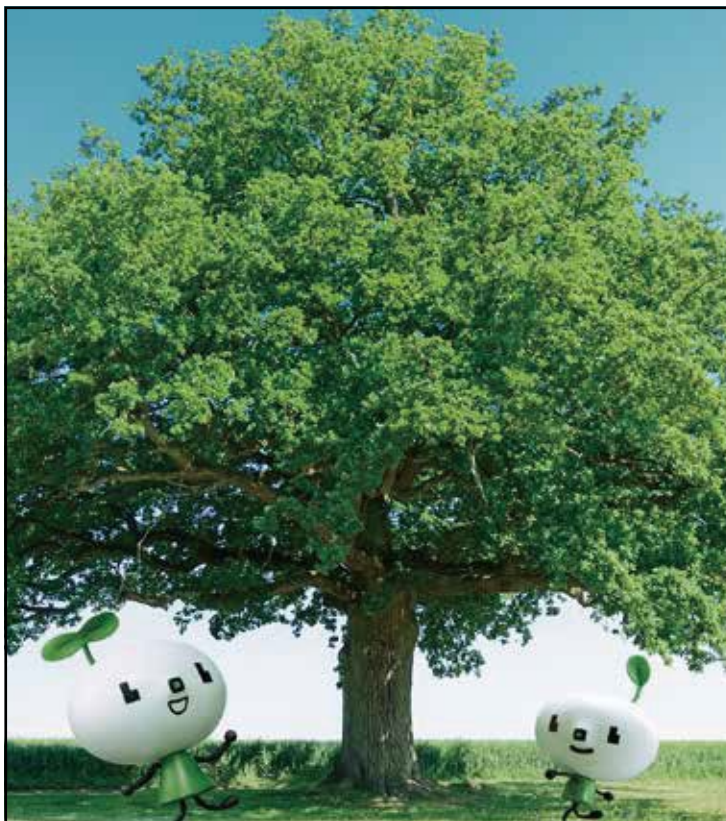
河和田屋印刷株式会社

福井本社 / 〒918-8108 福井市春日3丁目620番地 TEL.(0776)35-3333(代)
東京本社 / 〒169-0075 東京都新宿区高田馬場1丁目21-13 TEL.(03)3200-7777(代)
E-mail kawadaya@ruby.ocn.ne.jp

ココロを表現する

想像力が色づく

豊かな感性と確かな技術。



BESTパートナー
ALL for ALL. 大樹生命
ひとつひとつの、夢によりそう。 日本生命グループ

よりそう保険。
大樹 Taiju Select セレクト

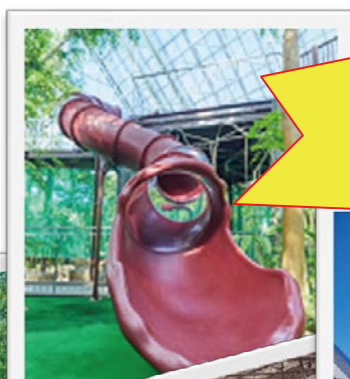
無配当保障セレクト保険

あなたにぴったりの保障を自由にセレクト!

大樹生命保険株式会社 福井支社

〒910-0005 福井県福井市大手3-14-9 商工中金E・S 福井ビル TEL:0776-24-1124
<https://www.taiju-life.co.jp/>

若狭たかはま
ELDOLAND
エルどらんど
Tel.0770-72-5890
〒919-2204 福井県大飯郡高浜町青戸4-1
関西電力
power with heart



2020年11月12日
リニューアル
オープン!!

ぼくらの星には
すごい、おもしろい、がいっぱいだ!

営業時間 9:30~17:00

空中アスレチック営業時間10:00~17:00

* 12:00~13:00は空中アスレチックをご利用いただけません。
* 最終受付時間は待ち時間の状況により変わります。

休館日

月曜日(月曜日が祝日の場合は翌平日)
年末年始(12/29~1/3)

料金

入館料・駐車料 無料

・空中アスレチック

おとな1,500円 税込(高校生以上)
こども1,000円 税込(小・中学生)



詳しくはHPを
ご確認下さい。

商工中金は、経営の総合支援パートナーへ。

01.

全国ネットワーク支援

全国ネットワークで、
企業間の連携をサポート。

47都道府県に広がる店舗網や、7万社以上のお客さまとのリレーションを活かし、商工中金はビジネスマッチングや事業承継・M&Aなど、企業の縁結びをサポートします。

02.

組合支援

中小企業組合の活動を、
情報と金融でサポート。

個々の企業では解決しきれないさまざまな課題に、連携して対応する中小企業組合。商工中金は、組合運営のフォローや情報提供、ご融資まで、組合活動を継続的にサポートします。

03.

海外展開支援

海外進出を、情報と金融で
継続的にサポート。

海外拠点や現地の政府機関、提携金融機関とのネットワークを活かし、商工中金はお客さまの海外進出検討段階から現地での事業拡大ニーズまで、幅広くサポートします。



人を思う。未来を思う。

商工中金

福井支店 0776(23)2090

〒910-0005 福井市大手3-14-9

<https://www.shokochukin.co.jp/>

新型コロナウイルス感染症に関する
商工中金の対応について

商工中金は、「新型コロナウイルス感染症に関する特別相談窓口」を開設し、影響を受けた中小企業の皆さまの資金繰り相談等に対応しております。
〈お問い合わせ先〉0120-542-711（平日および土日祝日 午前9時～午後5時）